

別表(第2条及び第3条関係)

補助金の区分	補助対象経費	補助限度額	補助対象団体
3 全国中学校体育大会派遣事業費補助金	大分県又は大分市を代表して、中学校体育連盟が主催する全国大会、九州大会又は大分県大会(大分市内で開催される大会を除く。以下「全国大会等」という。)に参加するために必要な外部指導者及び大分市立中学校に在籍する選手(大会要項により認められた者に限る。以下「選手等」という。)の交通費(現地交通費を含む。)及び宿泊費	全国大会等出場に要する交通費(大分市職員等の旅費に関する条例(昭和39年大分市条例第43号)に定める例による。)の合計額と補助対象経費(交通費に限る。)のいずれか少ない方の額に、次の各号のいずれかに掲げる率を乗じて得た額に宿泊費(選手等1人につき1泊3,900円)の合計額と補助対象経費(宿泊費に限る。)のいずれか少ない方の額に次の各号のいずれかに掲げる率を乗じて得た額を加えた額	全国大会等に出場する運動部が所属する大分市立中学校又は地域スポーツ団体等。ただし、大分市小中学生スポーツ振興補助金、大分市スポーツ少年団振興補助金の交付を受ける場合においては、補助の対象としない。
4 九州中学校体育大会派遣事業費補助金		(1) 九州外で開催される全国大会等に出場する場合 10分の9 (2) 九州内(大分県内で開催される大会を除く。)で開催される全国大会等に出場する場合 10分の8 (3) 大分県内(大分市外の開催に限る。)で開催される全国大会等に出場する場合 10分の7	
5 大分県中学校体育大会派遣事業費補助金			